

沼津市長 様
市議会議長 様
対策委員長 様
清水町長 様
町議会議長 様
第三委員長 様

清水町外原区区长 木村 貞
斗争委員長 宮本重夫

沼津市 沼の洞焼却場建設同意にかかる要求(増訂)書

私達、香貫山東麓に住む外原(清水町)地区民は過去9年間にわたって、沼津市の洞ゴミ焼却場及び、それ以上の永きにわたる同じ洞し尿処理場の煤煙、悪臭などの公害とその迷惑に耐え忍んで来ました。それに加えて、隣接地に沼津市の洞ゴミ焼却場の建設計画が判明するに及んで、私共、区民は怒りをこめて昭和49年1月の区総会に於いて、縮意をあげて反対の態度を決定すると同時に、遅ればせながら、2月より反対斗争委員会を結成し以来今日まで、8ヶ月にわたって反対の態度を表明し、私達の主張をして来ました。この8ヶ月間は私達住民にとって、永い年月でも過去の苦悩から見れば、ほんの一刹那であって、決して永くはありません。一方、その間も、沼津市及び清水町当局並びに議会とも誠意を以て話し合いを続け、住民の考え方を主張すると同時に、両市、町の現状も理解して来ました。その話し合いの中で市、町の一定の前進的な考え方を知ることが出来た事も事実であると受け止めております。

しかし、現時点では残念ながらお互に合意に達しておりません。この点を重大局面を期すべく、認識を立直し、次に挙げる要求と確認が満ちられるならば、大局的判断に立って、両市、町の緊急処置として理解し、更に永い年月にわたる苦悩ではあるが、それには耐えて行かざるを得ないと思われまふ。市、町としても、私達が慎重に考慮し苦悩の中から生じた要望事項を、英断を以って、完全実施するよう要求致します。

記

要求事項

- I. 現 沼の洞ゴミ焼却場について。
 - 1-1. 公害防止の徹底に万全の処置をとらねない。
 - ① 焼却条件改善のため大中改修を早期に行うこと。
 - ② 焼却場とその運搬管理を徹底すること。
 - ③ ゴミの選別収集の徹底と不燃物の回収回数と積す処置を、早急から実施せよ。
 - 1-2. 悪臭集じん機設置の再検討をせよ。
 - 但し、出来ずの場合はその補償処置をせよ。
 - 1-3. 公害防止協定の達成を締結(し尿処理場も含む)
 - 最大値が法基準を上回る公害が出た場合、即時操業を停止すること。
 - 1-4. 撤去年月を明確にすること。
- II. 現 し尿処理場について。
 - 2-1. 公害の徹底
 - 悪臭の徹底的な対策とその対策の明示とその早期実施を求めよ。

2-2 撤去期限

現施設は老朽化により維持管理が困難であるため是等発生の原因となつて居るが、同時に他地域に新施設を建設し昭和55年3月まで現施設を撤去すること。

II 新工場のゴミ焼却場について

2-1 公害防止協定の締結

環境基準は2カ所焼却場の建設を止め、現状を守り、現施設は総合的に厳しいものとする。その詳細については東京北清掃工場全体のやり方をとり入れ、更に短期毎に検査の更新を行う。環境の監視体制は充実すべく、また、事前の判断は基本的に地元民が行う。

騒音、振動等については、宿津市との境界で測定規制を常に周辺環境の向上を図る。

2-2 撤去期限

(1) 2カ所の建設は緊急処置と理解して、従つて昭和55年以降の2カ所と他のゴミ処理場の2カ所以外の並列存在は認めない。

(2) 国の定めるゴミ焼却場の減価償却は5年間で、その期間内の次期計画は完成すべきである。従つて昭和56年3月末まで2カ所焼却場は撤去すること。但し、やむを得ない場合は昭和55年3月末まで撤去すること。

ゴミ処理に関し、国の指導方針に変更があった場合又は著しい技術革新等がある場合は柔軟な態度で当り撤去を早めること。

2-3 有害ガス等の公害防止施設

施設は最新のものと、必要に応じ防除施設を備置すること。

III 施設と対策の報告義務

現在の施設及び2カ所施設に対し下記の事項を報告すること。

- (1) 次期計画処理場とゴミ処理施設の建設計画について、
- (2) 現施設の公害対策と実施状況について、

IV 公害防止協定、公対協の運営、健康調査について

- (1) 公害防止協定の成員に積極的に取組むこと。
- (2) 公対協の運営は誠意をもつてやること。
- (3) 健康調査は早急に変更し、今後も継続に行ふこと。

V 金銭の補償について

(1) 住居移転の保証

環境公害を理由に住居移転を希望する者があつた場合誠意をもって対応すること。

(2) 外算区公共施設等のため遷居の途費負担の協力費として金銭を要示します。

但し、南北道路、排水施設、防犯施設、子供遊戯場等は清水町の優先事業として行うこと。

VI 面積地の跡地利用について

1カ所処理場、2カ所焼却場の撤去後は自然保護地区に渡し、自然公園とする。

VII 工事に関する公害防止について

- 2カ所工場建設、2カ所工場及び1カ所処理場撤去等の工事に関し、地元民に迷惑を及ぼさない次の処置をすること。
- (1) 夜間工事の時間規制をすること。
 - (2) 騒音、振動等の規制をすること。
 - (3) 交通公害の規制をすること。

以上については地元民と協議し、実施に努むこと。

VIII 要求に対処困難は両当局並に議会の要請によるが有効であること。

(2) 今般の話し合い事項及び要求骨子の細部調整に不協を生じた場合は同意後に建設工事を中止すること。

昭和49年11月11日